

盲を伴う重複障害者の歩行訓練

社会福祉法人 光道園
指導員 真家 徹

1. はじめに

中途視覚障害者の今日のリハビリテーション（主として歩行訓練）は、「早期に、身体的・精神的発達に即した、有効な指導・援助を行い、学習・訓練を積み、日常的・社会的適応能力を養わせ、損なわれた能力を可能な限り回復させ、視覚障害によって最も大きな障害を受けた、歩く能力を回復させることにある」といえる。しかし、先天性の視覚障害者の中には、人間行動の初期の状態からの遅れが生じ、行動能力の基礎でもある、立つことが出来ない人も多く、併せて、概念形成の確立に影響を受けている場合もある。私達は、普通、初期に形成された基本的な概念を通して、歩き、体力を養い、物に触れ、確かめ、音を利用し、外界を感じながら、状況を考え、判断し、行動しているわけで、盲重複障害者が歩く能力をどのようにして獲得するのかという点が、指導の重要なポイントではないかと考える。

近年、新しい歩行補助具や機器が開発されているが、これらを利用出来る人は限られ、大多数の盲重複障害者は、一般的な歩行訓練すら受けていないのが現状で、その前段の基礎教育や感覚訓練等も充分教育されているとは言えない状況であった。今まで、光道園の歩行訓練は、対象者の問題発見の糸口を見つける訓練として実施されてきたが、今後の入所者の成長、ひいては、社会自立の上でも、益々確立されねばならない分野であると考えている。

2. 光道園の盲重複障害者

光道園は、昭和32年10月、肢体障害者20名の施設として福井市に創立された。創立者であり、園長であった故中道益平先生は25才で失明したが、障害者の心を心とした施設づくりに、その一生を捧げられたのである。昭和41年、鯖江市に新築移転、全国にいる重度の盲重複障害者を対象とした施設、ライトセンタ

ーを全国にさきがけて創設。以来、氏の卓抜とした発想と、理論により、盲重複障害者の総合施設として今日に至っている。現在、

老人 3 施設 161 名

身障 5 施設 399 名

合計 560 名が入所しており、そのうち、視機能に障害を持つ人は、

老人 70 名 43.5 %

身障 344 名 86.2 %

そのうち、更に重度な盲重複障害者は、

老人 6 名 8.6 %

身障 318 名 92.4 %

合計、324名となっている。

これは、全入所者中 57.9 % に当たる。

この盲重複障害者の殆どが、教育らしい教育は受けておらず、いわんや、歩行訓練に関しては、皆無の状態であった。教育を受ける機会や充分な教育効果の無いまま幼児の頃から発達し、獲得すべき初期の概念形成がなされていなかったり、諸感覚についても、未発達である。また、日常生活での行動も制限があり、体力も劣り、更に、知的遅滞を呈しているという状態に止まっているのが現状である。従って、これら各々の発達と並行しながらの、歩行訓練がなされるべきであろうと考えている。

光道園では、視覚のみならず、その他の障害と重複する重度な盲重複障害者が増加し、かつ加齢化現象が顕著な昨今である。平均年齢は42才を越え、今後、老人を含めた重度化・加齢化に伴った生活援助を考え、単に、収容・介護するばかりではなく、人として社会自立することを目標にした行動適応訓練の必要性を感じている。

私達は、将来の社会自立につなげるため、入所者の運動能力についての調査を実施してきた。この調査は、①入所者の年齢、②視覚障害及びその他の障害と疾病の関係、③体力測定等について行われ、入所者一人一人の体育指導へと活用されている。この調査から障害の約90%が先天性で、そのうち、約20%が血族結婚であることがわかった。

3. 作業と指導・訓練

光道園が、昭和32年以来、一貫しておし進めてきたことは、社会からも家庭からもとり残された人をただ単に収容・介護するためだけではなく、彼らに出来る仕事を見つけ、出来ない場合は指導し、訓練し、徐々にではあっても、自ら得た収入で生活することができるようになると、昭和41年、福井市から鯖江市へ移転し、大きな施設となつたが、今日までの作業推移を見てみると、

昭和41年～作業の発見期

昭和45年～作業の実施・開拓期

昭和49年～作業開拓のための訓練期

昭和56年～職種の維持・新職種開拓期

となる。作業が毎日の日課の中心であったが、障害の重度化・重複化に伴って、指導・訓練の導入がはかられ、盲重複障害者の指導に目が向けられるようになってきている。

入所者の多くは、社会の時代的背景を考えると殆ど教育らしい教育を受けられずに成人の年齢をむかえている。盲という障害によって人間行動の初期における概念形成が確立出来ず、停滞してしまっており、この状態をどうしたら良いのか、といったことから指導・訓練の必要性が叫ばれ、課題学習の導入が計られてきた。昭和45年当時から東京水産大学・中島昭美教授の指導を受けるようになり、今日に至っている。このような経過を経て、私達は、入所者の評価を得るため次のような調査を実施してきている。

- ① 運動能力
- ② 日常身辺処理能力
- ③ 觸空間認知能力

これらの調査を実施し、評価してみると、知的能力と行動能力とが相関関係にあることが明確であり、入所者の指導・訓練が歩行訓練と同じく行動適応訓練として位置づけられるようになってきた。

4. 光道園での歩行訓練

歩行訓練の定義は、『残存感覚を訓練し、自己と周囲の環境について十分知った上で、1つの場所から他の場所へ、安全に、能率的に、かつ自由に美しい姿勢で歩くことが出来る技術（art）と科学（science）である。』と言うことである。

歩行訓練は行動するためや、社会復帰・自立していくために視覚障害者にとって必要であることはいうまでもない。当園の入所者も綿密な指導・訓練を通して行動範囲が拡大し、社会の一員として生活できる可能性を大いに持っている。

その前段階として、身体的・医学的・知的能力を知るための、入所者にあった訓練が実施できれば、やがて、生活空間が拡大し、行動適応訓練である歩行技術の導入につなげられるのだと考えている。現在、この考え方をもとにし、各種指導・訓練と歩行訓練とが並行して実施されている。

(1) 光道園の歩行訓練の目標

光道園の入所者に対して歩行訓練を実施するにあたって障害の相違を考える必要がある。

そこで、知的能力、身体的能力等で、

- (A) 盲肢体グループ
- (B) 盲重複グループ

に大別できると考えている。更に、このA、Bグループを生活目標別に

- (イ) 福祉工場を含む、社会自立を目指すグループ
- (ロ) 園内及び、園外の交流のために訓練を必要とするグループ
- (ハ) 園内の自由歩行に、支障が生じないような訓練をするグループ
- (ニ) 園内の目的の場所へ、移動出来るよう訓練するグループ
- (ホ) 日常の移動行動ができるよう、身体面を中心に訓練をするグループ

とに分け、これらの目標に応じた歩行訓練が実施されている。

これらのグループの訓練をしていると、その同次元での他の分野の指導が必要とされる箇所が発見され、指導範囲が拡大し、歩行訓練と並行するための、指導カリキュラムの連携をどのように施設として用意できるかが重要な点だと考える所以である。

(2) 入所者の生活から見た歩行訓練

先の歩行訓練の定義だが、入所者の生活を通して考えてみると、“入所者自身が、一つの場所から他の場所へ、安全に、能率的に、かつ自由に美しい姿勢で歩くこと”となる。

そこで、この言葉の意味を、現実の生活上からあてはめて考えてみたい。

(安全にとは)

視覚を無くしても残された感覚の訓練によって、通常に近い環境把握は可能で、補助具の活用によって安全の確保はでき、かつ歩くための恐怖は随分減少するであろう。自信もつき、彼らの生活空間は園内であっても飛躍的に拡大する。このことは広い意味での施設の環境整備計画につながっていく。

(能率的にとは)

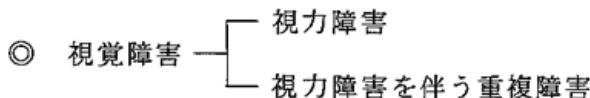
手指その他の触覚や、聴覚、嗅覚や他の感覚の訓練によって無駄が少なく、しかも的確な状況判断が可能となるであろう。これは生活や作業の能率を高めるであろう。

(自由にと美しい姿勢とは)

今いる場所がよく判り、かつ周囲の環境を十分に知っていることは普段の情報や人との交流をはかり、歩くための目的を増し、自発心を養う。また、視覚障害者はその障害の発生が先天的であればあるほど、固定的な姿勢が多い。これは身体機能の面からも矯正することが望ましい。

以上から考えて、一般的な、つまり、中途失明者に対するような歩行訓練は即、実施出来ない状態であると言えよう。いわば、入所者自身に歩行技術の訓練を受け入れるという体制が整っていないのである。特に、知的面の問題が大きく、方向性が見い出されないままの歩行訓練は必ず行き詰まり、ある程度の技術歩行は可能でも即、壁につき当たり、思い付きの指導に終始してしまう。

先ほどのグループをもう少し全体的に見てみると、光道園の歩行訓練は大きく2つの障害に分けられる。



◎ 肢体障害 └ 肢体のみの機能障害
 └ 脊髄損傷等運動能力調整障害

ここで、「人間はなぜ歩くのか」について考えてみたいと思う。

東京水産大学教授・中島昭美先生は光道園での講演の中で次のように語っている。

「人間の赤ちゃんは、

寝返り→ゴロゴロ→腹ばい→四つんばい→つかまり立ち→立つ→歩くと成長するのですが、この歩くまでの行動について、『人間が生得的に歩く』と言う人もいます。狼に育てられたインドの『アマラ・カマラ』、フランスの『アベロンの野生児』の例を考え、注目すべき点は姿勢が環境条件によって『姿勢の変化』として起こるということです。この姿勢の変化が起こるということが、実は、素晴らしいことであり、狼に育てられた子は姿勢が固定化しています。この例は、光道園の入所者に多く見られる例でもあります。また、大脳に障害があり、重度の肢体不自由で寝たきりという人もいますが、初めから寝かしてしまっていて、体を起こさないと寝たきりの状態になってしまふわけです。姿勢は変化するものです。どうして変化してしまうかというと、『バランス』の取り方だということです。人間はこのバランスで動いているともいえます。

ウィルナーは、バランスについて、

『人間は筋緊張のバランスがあり、そのバランスは個人によって、どちらかに少しずつ傾いていきます。従って、どんな人でもまっすぐには歩けません。歩行訓練をうけた人は歩けるであろうが、初期における歩き方は大きな円運動の微分的直線である。』と言っています。

私達は、手がかりを多く持つことによって、まっすぐに歩けることを経験しています。また、一つの例として、山における霧にまかれての遭難が良い例で、手がかりがない状態の時、グルグル廻ってしまう。これが筋緊張のバランスだけで歩いてしまうということなのです。言い替えれば、まっすぐに歩くということは、あらゆる感覚器官を通して自分で調節して歩いているわけなのです。この感覚を自分で使い、それについて考えることが、人間の極めて大きな行動

的特徴であるといえます。

この姿勢の変化はバランスを崩すことになるので、その崩れたバランスを何とか元へ戻すために触覚刺激から聴覚、視覚という刺激によってバランスを回復しています。寝たきりの子供が体を起こすということは、普通の人が体を起こすのと同じ、感覚的な手がかりを得てバランスを調節しているのです。従って、この手がかりをどう得て、どう上手に使うのかが、決め手となります。ただ起こしてあげるだけではダメで、椅子等に座らせても次第にのけぞってしまいます。ここで、普通の子は別のものを見たり、手を伸ばしたりすることができ、刺激を自分で用意することができます。この現象は、背中の触覚刺激を急にとってしまったからで、その替わりとなる、見るところ、手を伸ばすところ、触るところ等を用意しないと椅子にすわることができません。

このことは、運動訓練の原則であり、運動を上手にさせようとするとはその運動を調節することを考えることで、歩行も一つの運動であるから、そのため、触覚、聴覚等の刺激の利用をする訓練が歩行訓練である訳なのです。

さらに、もう一つの問題は手がかりとは何かということです。つまり、運動調節をするような手がかり、地図が必要なのです。これもまた、感覚を使って地図を組立てることなのです。これは線を引いてまっすぐとか、右へというものではなく、地図を組てる過程が何なのか、どのようにして相手に地図をうまく作らせるのか、どの感覚を使うのかの手がかりを相手がどうつかむのか……等が重要になります』と述べられている。

そこで、入所者の歩行訓練を考えると、

- どういう歩き方をしているか
- どの程度、感覚を使っているか
- どうバランスをとり、どう崩れているか
- どう感覚を使わず、姿勢が固定しているか

等を考え、どういう手がかりで歩くための地図を作るのかということを探ることが必要になるだろう。

入所者の生活空間は、殆ど全ての場所が集中管理構造での生活である。だから、入所者にとっては、歩くことが、ほとんどの人が生涯をおくことになる

かもしれないこの施設での生活の場を確保することである。だから、初期における歩行に対する考え方は、移動をいかに円滑にして少ない人数で集団移動が出来るかという、今では、考えられないような考え方であった。

しかし、生活をしていく中で、

- ① 作業指導を通して社会との交流が深まり、その機会が増えた
- ② 行事、余暇について広く考える時代に入り、地域社会へ出る機会が増えた

等が生じてき、社会自体も、地域ぐるみの社会福祉を呼び始めたこと、施設自体も、収容の場から生活の場へという思想が高まり、個々人にあった社会自立を目指す、指導・訓練の内容が要求されてきた。個々のニーズも、尊重されるようになり、処遇のための移動もさることながら、自己と他の人の交流のための移動が、求められるようになってきたのである。

(3) 歩行訓練の導入

歩行指導員の誕生によって、光道園における歩行訓練の考え方、指導法の統一等が計れるようになってきた。

しかし、3人の歩行指導員では、訓練できる人数はしれており、全入所者を対象にするのは、物理的にいっても不可能である。そこで、S.53・54年度、園内研修会を実施し、各課に指導員が配置出来るようにした。この研修会は、週2回、2年間を通して行われた。

入所者の歩行訓練であるが、視覚障害を有している入所者全員が対象である。しかし、視覚障害者ばかりではなく、肢体障害者についても研究する必要があった。

光道園の場合、歩行訓練に入る前に次のリストを作ることにしている。

- ① 本人を知るチェックリスト
- ② 障害の程度とその症状
- ③ 体力調査
- ④ 知的能力の評価
- ⑤ 残存感覚の状態
- ⑥ 日常身辺処理能力の評価

体力・知的・日常身辺処理能力については、光道園独自の調査法が用意されている。

5. 事例

歩行訓練の専門体制によって指導した例を通して、光道園における特徴的な盲重複障害者の歩行訓練を考えてみたい。

(事例 1)

- S・K君 • 昭和30年9月15日生 • 先天性小眼球 • 全盲
- 未就学 • 昭和51年9月入所 • 昭和50年4月～昭和51年3月まで訪問教師により教育指導を受けていた

入所時は移動行動そのものができなかった。つまり、一人で立ち、歩くということができなかった。家庭では障害があったため歩かせなかったということや、未就学であったことから、このような状況となってしまったと考えられる。

移動は、いざり状態で進み、何かにつかまらないと立てないし、動くことができない状態であった。また、介護者の肩につかまって移動する際には、膝、腰が曲り、体幹が充分伸びない状態であった。両足間は肩幅より広く、手がはなれるとすぐ腰が落ち、しゃがみこんでしまう。乳幼児がやっと立っているという状態である。10数年間、家で放置されていたためであろう。このまま歩行しては、骨、筋肉に無理がかかる姿勢であり、歩けない恐怖心も強く、歩行訓練にはすぐ入れなかつた。

そこで、まず、昭和52年3月、医師に身体機能を見てもらった。その結果、身体機能には異常がなく、機能訓練によって普通に歩けるであろうと診断されたため、機能訓練専門の職員とチームを組み、訓練が開始された。約8か月の訓練によって、筋肉全体に力がつき、歩行状態も膝から手が完全に離れ、一人で長時間立っていられるようになり、園内移動に関してはほとんど介護が必要でなくなってきた。

この後、機能訓練と並行して、歩行訓練と課題学習に入る予定であったが、残念ながら家庭の都合で退所してしまった。しかし、この8か月間の訓練から肢體障害者の歩行訓練は歩行訓練以前の機能訓練から始め、その人の機能的な

状態がどの段階なのかを把握し、段階に応じた歩行訓練と課題学習を含む行動適応訓練が出来るスタッフを用意することの必要性が認識できた。

(事例 2)

- T・W君 • 昭和32年7月23日生 • 先天性縁内障、先天性神経性難聴
- 全盲 • 盲学校中退 • 昭和48年4月入所

彼は光道園の身体障害者療護施設・ライフトレーニングセンター・ヘレンホーム、つまり、盲聾二重障害者の施設に入所しており、入所当時から園内をある程度、歩行していたが、歩行訓練は今まで受けたことはなかった。

生後、10か月で縁内障にかかる。盲学校小学部までは視力もあったようだが、中学部1年で全盲になり、先天性難聴のため、学校から他の生徒と一緒ににはみられないと言われ、2年で中退する。神経性難聴とは感音性難聴のこと、音を感じる器官神経が退行変性を起こしたものである。幼児期にわざらったため、その後の治療は効果が無かったとのことである。聴力損失は80デシベルで、補聴器を使用しやっと交信が可能な程度である。

施設での生活は自発性が乏しく、便所へいきたくても言えず（言わず）、もらしてしまうことが度々あった。

音声言語の発音も不充分で、文章化することは少ない。点字の読み書きはマスターしていた。そこで、残存聴力を活かすことと、点字から指文字への変換学習、及びコミュニケーションの確立、自発性を引き出すことなどを含めた、歩行訓練が開始された。

中途まで弱視程度に見えていたため、物にぶつかる恐怖心は強く、手は前方につきだされ、探るような動きを伴う。第一段階として、手引きのされ方の訓練から入り、延べ20時間でマスターした。しかし高度な技術訓練は、音声によるコミュニケーションが不完全なので歩行訓練の間に学習の時間を設け、次のように進められた。

(点字から指文字へ)

点字は完全にマスターしており、指文字の変換学習が行われた。当園で製作した、指文字の模型教材、石膏で指文字の型を取り、シリコンゴムを流し込んで作ったものを使用した。これにより、50音から単語づくり、文章にまで進み、

事物とのマッチングにまで可能となり、指文字による会話が可能となった。抽象的な事柄以外は、こちらからの問い合わせもスムーズにできることにより、手引きの復習を通して事物・事柄の理解が随分と進んだ。

(訓練の経過)

園内を中心に手引きの技術を実施したが、当初は身体中に緊張がみられ、会話も不明瞭で、自分からの要求は出てこない。約1カ月後からヘレンホームの職員に協力を依頼し、発声訓練も並行して実施した。2カ月目から手引きの応用歩行、事物の学習指導を始める。

訓練も5か月目に入り、家に帰省した時のことだが、ある日、家族で動物園に行った帰りのバスで、母親に「帽子はどうしたの」と聞かれた。すると、「忘れた、帽子とって、とって」といって走っているバスの中を入口に向かって行くという出来事があった。母親はびっくりしたという。この頃から、徐々にではあるが、施設生活で自分の要求を出すようになってき始めた。技術面でも、白杖を用いない園内歩行に入り始めた。

10月に入り、手引きの応用と復習を兼ね、ヘレンホーム担当職員と私の3人で福井市へでかける。このポイントは、

- ① 手引き全般技術の応用とチェック
- ② 人や事物との対応
- ③ 緊張度のチェック
- ④ 歩行速度
- ⑤ 疲労度
- ⑥ 新しい体験（電車等）への対応
- ⑦ 買物の方法、その他

であったが、その結果、一応、合格点に達したと判断した。

11月からは、指文字の交信によって、園内一人歩きの技術を強化した。園内模型を作り、指文字と音声言語を交えての交信を多くし、指文字の強化をかかる。このころは、受信は正確になってきているが、発信に関しては多少の修正を必要とした。

新年1月に入り、指文字学習を多くし、正しくはやく発信出来るようにしてい

った。園内一人歩きの技術は、日常では、まだ、生かされていない時期である。この年は、コミュニケーションに重点を置き、一般的な知識の吸収にも重点を置いた訓練であった。

盲聾二重障害者の訓練も、第一は、残存感覚の利用を図ることであるが、交信方法の確立、それも、種々の交信方法を持っていることが重要であろう。また、歩くために必要な社会知識の獲得も大切な要素である。

(事例3)

- T・S君 • 昭和27年9月1日生 • 右、網膜剥離 左、緑内障
- 全盲 • 中途失明 • 普中1年中退、盲中卒業 • 昭和45年4月入所

S君との出会いは、彼が光道園のスターホーム（療護施設）に入所してきた時であった。坊主頭で詰襟の学生服をきちんと着ていたのが印象的であった。

当時は、まだ完全に失明しておらず、光覚が残っていた。しかし、すぐ失明、精神的ショックが大きく、ノイローゼの時期が続いた。当時の担当職員に泣いて抱きつき、「僕、死にたい！」と叫んだこともあった。

彼との訓練は、彼が重度身体障害者更生援護施設・ライト・ホープセンター・生活指導課に措置替えになってからである。

生活指導課での生活は生活全般に無気力さがみられた。15才まで見えていたためか行動は見えているような動きである。歩き方は、恐る恐るという感じで、見えていたときの概念がむしろ大きな不安感を作っているようである。物事は大変よく理解しており、知的に障害は無いように思われる。点字は打てるが、まだ、読むのは充分ではなく、自由には使えない。視覚優先の生活が長かったため、日常生活では多くの利点（新しい環境への対応、理解）があり、今後の生活・社会自立などへの可能性も大きいが、触空間の概念、盲への適応等の課題があった。

この入所者とは、約3年の訓練が続いた。初めの9か月は手引きの指導を行った。手引きされる技術そのものの習得は比較的早かった。手引き指導は、歩く状況を理解し、手引きにより安全に歩けるという自信をつけることを目標にした。週3回、延べ40時間目位から私に対しての信頼感が出てきたようである。

この時期、S君の印象は、

- ① 何事に対しても、落ち着きが無い、
- ② 服装、身だしなみが良くない、
- ③ 会話に曖昧な部分が多い、
- ④ 時間に対してルーズである、
- ⑤ 触空間の統制がなされていない、
- ⑥ 会話にはっきりした自信がない、

等が目立った。

また、この時期の、訓練の主な目標として、

- ① 彼が自由に話をしてくれる関係を作る、
- ② 歩けるという自信と、安心感を作る、
- ③ 時間の大切さを知る、
- ④ 訓練を通してけじめや、落ち着きを身につけさせる、
- ⑤ 技術をマスターし日常生活に生かす、
- ⑥ 訓練で緊張感を養い、持続する力を作る、

等である。

彼に限らず、入所者は今まで園内を自由に歩いていた。しかし、私達職員は彼らがなぜ歩けるのか理解していなかった。

訓練10か月目から一人歩きの技術に入り、園内ファミリアリゼーションの指導にかかる。この技術によって、園内把握と、人・物から自分の身体を自分で護る方法を理解してもらう目的があった。

この時、私は大きなミスをしてしまった。今まで、彼の動作から光覚があるものだとばかり思っていたところ、全く見えなかつたのである。訓練をしている時、偶然知ったのであるが、検査をしなかつたミスである。感覚訓練をしているとき、廊下で直線歩行をさせた。戸が開いている所へ来たら明るいから止まりなさいと指示したところ、出来ないのである。これはおかしいと思い、暗い部屋で映画用のライトを使用し、チェックしてみた。全く判らないのである。訓練前のチェックの大切さを思い知らされた。

このころ訓練を通して、幾つかの問題点やどうしても解決しておかなくては

ならない点が生じてきた。それらは、

- ① 点字学習、
- ② 日常生活での身だしなみ、
- ③ 数の概念、
- ④ 人との会話、応対法、
- ⑤ 触空間の理解、
- ⑥ 一般知識の指導、

等である。

このころ、一人歩きの技術は遅々として進まなかった。いつまでたっても恐怖感が抜けず、訓練の実績が上がらなかった。訓練を受けている他の入所者はどんどん進歩した。彼の場合は、むしろ、手引きの訓練以前よりも、より一層、おっかなびっくりになってしまっていた。技術を覚える状態ではなかった。この状態では訓練は進まない。そこで、プログラムを崩すことになるが、おもいきって白杖の使用技術に入ることにした。つまり、白杖使用により、もっと自力で歩くことができる、しなければならないという使命感、自信が生まれることを期待したのである。これは大変不安であったし、危険でもあったが、反面、充分なアフター・ケアをする自信があったので、あえて実行することにした。

新年度に入り、企画室の生活指導担当の女子職員に、点字学習、生活指導、数の学習、会話を通しての一般知識を訓練してもらう時間を設け、あわせて、彼の身だしなみについてもチェックしてもらった。

その後、訓練が進み、白杖歩行によって、園外の喫茶店まで、姿勢よく、堂々と胸をはり歩けるようになっている。歩行訓練の技術を信頼し、身だしなみにも気を使うようになり、生活態度も以前と比べ、がんばっている。2~3年たち、やっと、彼のことを理解出来るようになった。彼は、今後、充分、訓練に耐えていけると思っている。

この訓練を通して、時として、既成のプログラムばかりではなく、綿密な調査を実施し、その人にあった指導の転換が計れなくてはならないこと、チーム指導の有効なことを教えられた思いがする。

(事例4)

- T・M君 • 昭和27年9月27日生 • 両眼水平眼球振盪症 • 近視
右0左20cm • 盲学校中学部卒業 • 昭和44年4月入所

私の受け持った入所者の中では、外を一人で歩ける力を有しているであろうと思われる入所者であった。訓練を受ける以前から単独外出をしており、帰省も一人でしていた。しかし、私と訓練をするようになってから一人での外出、帰省は中止してもらった。

弱視者の歩行訓練は、全盲者のそれとは大分方法が異なる。その人の「見え」の状態を明らかにしておく必要がある。残存視覚の状況は、その人の、生活歴、知的能力、性格、心理状態、生活環境等によって個人差があることは、言うまでもない。訓練に際し、残存視覚の評価と、今後、視機能を機能的にどう使用出来るのかに重点を置いた歩行訓練をめざした。

彼の視覚障害は両眼水平眼球振盪症であり、近視である。眼球は常時、左右に水平に動いている。また、左手はプレス作業により、親指を除く4本を第2関節から切断している。右手は幼少時のヤケドによってあまり使用しなかったため不自由になっており、巧緻性が良くない。

訓練は週2回実施されることになった。多くの入所者に見られることであるが、初めての訓練の日にサンダルを履いてきた。今後の訓練は靴を履いてくるよう注意する。入所者には、生活上多少の不便さはあるが、安全性を考えてサンダルではない靴の使用を義務づける必要があろう。

初日、歩行訓練の意味とこれから見通しについて話をする。手引きの技術に入り、3回目からアイマスクを使用しての訓練をする。5時間の訓練の後、彼の口からアイマスクをして歩くと今まで気付かなかった人の足音、廊下での人の流れ、太陽の暖かさ、日影の違いが判るという言葉が自発的に出てきた。そして、「ボヤーっとでも見えるほうがいいや」という発言も出てきた。アイマスクは視覚がどれ程役だっているのか、今まで感じなかった音、空気の流れ、皮膚感覚等を知ることが出来た時点で、外すつもりでいたので思い切って取ることにした。

1か月が過ぎ、手引きの技術、及び、残存視覚と欠損部分の評価を目的とした訓練が開始された。手引きの訓練では次の事項に注意した。

- ① 必要箇所で手引きをする時、目の状態はどうか、本人の口からもどのように見えるのか聞くことにする。
- ② 彼の目に注目し、目線が固定したとき素早く何が見えたか聞く。
- ③ 彼の知識の中で、事物や事柄についてどの程度、理解出来ているか観察する。
- ④ 種々の条件下で見えの状態をチェックする。

園内一人歩きの技術に、8時間費やした。この頃の見えの状態は以下のようであった。

① 音と方向

聽力に異常は見られず、音による事物の判断は、殆ど可能である。また、東西南北も理解している。例えば、「東に向かって駅がある。走っている車はどちらの方角からどちらの方角に走っているか」の質問に「後、西の方から来て、前、東の方にいった。太陽は今、南にある」と答えられる。太陽に対しての指差も正確である。また、建物の影は暗くなるという判断も出来、アイマスクでも可能である。

② 園内での歩行から

・人について

2~3mぐらいで男女の区別が大体わかるが、勘に頼っており、服の色合いで間違え易い。明るい所なら3m位でわかるが、色が混合していると判らない。匂いについては反応しなかった。背の高さや太り具合については50cm~1m近づかないとわからない。

・物との関係

バスケットゴールの球入れをする。園の体育館では、視覚障害者用にゴールに入ると音が出る装置が付いている。ゴールには青いカゴがついており、彼は5m位で判る。15回投げ、3回入る。彼は色の彩度の高いもの、例えば、赤い公衆電話器は2mでわかる。作業場の衣紋掛けは50cm、人の識別は50cm~30cm位でわかる。今後は、事物特有の色、見つけ方等を訓練する必要がある。

・認知

総合すると、焦点は1m以内、色については彩度が高ければ5m位で判別

可能である。

彼は今までにも外を自由に歩いていた。しかし、これらのことから正確に判断して歩いているとは思われない。約10時間のこのような訓練の後、園外を歩いてもらう。

歩くスピードは速く、ピョンピョンと身体を上下運動しながら大股で歩く。目線、顔が前方しか見ていない。段差、落ち込み、木、杭等に足や身体をぶつけている。大変危険な歩行である。訓練を始めてから7か月経て、白杖使用技術に入った。技術面と周囲のオリエンテーションをきちんとし、併せて、目、姿勢等を考慮した適切な訓練によって、能力的に充分、目的歩行が達せられるであろう。しかし、彼の知的能力に対し、どこまで我々は彼を信頼してあげられるだろうか。

見える条件の外部的要因として、照度、距離、時間、明度比があげられ、内部的要因として、視野、視力、視角、色覚、明暗順応等があげられよう。これらの種々の条件が整って、はじめて見えるのである。更に、その人の見た経験、感情、興味等が重なりあい、視認識となるわけであるが、刺激を見つけ、判断する知的能力についてはまだ結論が出ていないといえよう。

そこで今後は、残存視覚を有効に使用し、他の感覚器官の向上を考えながら知的能力の判定とその指導を並行させての歩行訓練が考えられねばならないであろう。

(事例 5)

- | | | | | | |
|-------------|---------------|----------------------------|-------------|--------|----------|
| • K・K君 | • 昭和23年4月17日生 | • 右、眼球萎縮（生後1か月）、
左、網膜剥離 | • 全盲（昭和42年） | • 中途失明 | • 普通中学卒業 |
| • 昭和48年8月入所 | | | | | |

彼は訓練当時、重度身体障害者授産施設・ライト・ワークセンターにいたが、現在は丹生事業所にある重度身体障害者授産施設・光が丘ワークセンターで社会自立に向け、生活をしている。私が担当する前から歩行訓練を受けており、つきのコースを単独歩行出来る状態であった。

光道園→私鉄神明駅（徒歩35分）→私鉄福井駅（30分）→J R 福井駅（徒歩10分）→J R 富山駅（快速2時間）→富山駅待合室（徒歩3分） ここに家族

が、迎えに来ている。

この入所者に関して技術的な面は殆ど出来ていた。問題点は、

- ① 日常生活全般の指導・訓練、
- ② 帰省を目的に歩行訓練が実施されてきたが、施設内生活で生かされていない、
- ③ 歩行の最中に生じたアクシデントに対応する技術や判断能力に不安を感じる、
- ④ 人との会話が出来ずらい、
- ⑤ 一般の知識が不足している、

等であった。

歩行訓練の技術は殆ど完全なのだが、社会の中で応用する何かが不足している。だが、こんなこともあった。富山駅から彼の家のそばのバス停まで手引きをした。バスから降り、家までの様子を聞くと歩いて10分程という。様子を覚えているので出来るだけ一人で歩くように指示する。何とか応用して20分程で歩いてしまった。家族に家庭での様子を聞いてみると、家では何もさせないこと。光道園の生活でも積極性に乏しく、物事を与えれば何とかこなすが、気力や活力に欠ける面が多い。日常身辺面でも指示、確認が必要である。失明してから9年間、必要な訓練がなされなかったのであろう。そこで、現在は知的能力を探り、歩行訓練中のアクシデントの原因を調べると共に、日常身辺処理のチェックリストづくりを中心にプログラムを作成中である。

歩行訓練を通して技術指導を行い、数々の体験が社会自立に何故つながらないのかというところが課題と言えよう。彼の成育歴、全般のチェックリストを通して何の指導・訓練が今必要なのかを明らかにしたいと考えている。

以上、5事例を通して考えると光道園の歩行訓練は、技術歩行の面はある程度進む可能性があるが、その技術を利用し、一般社会の中に行くにはまだ多くの問題がある。もしかすると、歩行訓練以前の指導・訓練が必要になっているのかもしれない。この事は、歩行訓練中の定位能力の問題が大きく立ちふさがっているといえるであろう。

6. 光道園における盲重複障害者の歩行訓練のまとめ

光道園における、盲重複障害者の歩行訓練を通して、私は、入所者にとって歩くことの意味は何か、私達の歩く概念ではなく、彼らにとっての歩く意味は何なのか改めて考えなくてはと思っている。

歩行は、定位能力と移動能力を通して視覚障害者が社会参加するための大きな、有効な手段である。その方法論は、社会の中で生活し、自立して行くために必要な科学と技術である。視覚障害者が一般の人と共に生きるために必要な社会適応訓練であるとも言えよう。しかし、重度の盲重複障害者にとって、社会で自立するためには並大抵の努力では出来ないであろう。もしかすると、その人の生命より長い時間が必要かも知れない。だから、根本的に社会自立の究極の目標を、単に経済的社会自立へ求めても無理ではないだろうか。盲重複障害者にあった社会自立の姿というのも、あっていいのではないかと考える。

この考え方は、先代の理事長・故中道益平先生の考え方でもあった。

このように考えると、盲重複障害者の歩行訓練は多くの重要な問題をかかえているといえよう。

①感覚訓練とその応用について

入所者は、園内を歩行訓練技術を学習しなくとも歩けている。これには幾つかの解釈がある。つまり、自分の力で自分の歩行技術で歩いている場合と、人について行く場合とである。調べてみると、多くの入所者は同一路線で歩行している。一つ多いルートや用事を加えると間違えてしまう。その場合、周囲に人がいても聞けない、聞く方法を知らない。仮りに、うまく捉えても今度は聞いた相手が答えられない。うまく、職員でも気付けばそれで解決するのだが。こんなことが日常、大変多いのである。この日常での応用でつまづく入所者もいれば、応用課題以前の感覚そのものが訓練されていない場合もある。

感覚訓練は感覚そのものの向上を見るのではなく、感覚の総合である知覚を良くすることである。0.01の視力は0.01でしかない。見える能力は少ないが、注意して見たら見えるかもしれないという考え方である。注意力、意識、心理面も作用してくる。つまり、感覚の相互作用により、バランス良く、変化している物に対応するということであろう。このことは、盲重複障害者の歩行訓練

に限ったことではない。しかし、相互作用を生かし、応用する能力に盲重複障害者は欠けているのである。

②交信方法の確立

彼らと話をしていると、果たして、今、言っている言葉の意味がどの位、理解されて話をしているだろうかと、疑問を持つことが多い。言葉はややもすると大変抽象的なものである。盲重複障害者には、動作させてみるとよくわかる。

歩行訓練は歩けることが大きな目的であるが、二次的には人と対話出来る必要があろう。抽象的な言葉だけの会話ではなく、動け、操作し、正しく対話するための学習訓練が必要である。

点字のみでもだめで、2つ3つという文字言語を持っていることは、その人の人間性を大きく変えるであろう。また、違った障害者と話が出来たら素晴らしいことだと思う。そう言った意味で、交信方法の確立は盲重複障害者の歩行訓練の中で特に必要な訓練だと考えている。

③歩行訓練の技術指導について

光道園の盲重複障害者に対しての歩行訓練は、園内の自由歩行を目的に実施してきた。勿論、将来彼らが社会の一員として自立し、街を自由に歩き、生活することが、本来の目標である。しかし、今はその目的に対して訓練が実施出来ているかというと、必ずしもそうではないのが現状である。基本的な段階で留まり、遅々として進歩しない。勿論、指導する我々の力量、努力が足りない事が原因になっていることも事実に違いはない。しかし、障害そのものも重度なのである。そんな葛藤に悩まされながら訓練しているのが事実である。現段階では、歩行訓練の技術のみに集中し、円滑な日常生活を過ごすための手段として活用されているのが現状である。その中から、各障害別の問題を挙げてみる。

(視覚障害者にたいして)

歩くために必要な一般的知識を指導する必要がある。例えば、車道と歩道の区別を知るために車と人が通る道の違いを教える。すると、車とは何か、何故動くのか、どんな種類や目的があるのか等、雪だるま式に学ぶ事柄が増えてくる。このように、一般知識にたいしての指導の問題が出てき、幅広い指導

カリキュラムが必要になる。

(難聴及び聾が重複する人に対して)

彼らの場合、情報の収集量が極端に少ないため、必要な情報をいかにして量を増やしてあげる事が出来るだろうか。また、学習を通して獲得した点字・指文字などを日常生活で豊富に使う機会をどのように確保してあげる事が出来るか等があげられる。

(肢体障害を持っている人に対して)

歩行訓練が行われる以前に、彼らの障害の程度を病理学的にチェックする事。歩行訓練の中にある、定義、美しい姿勢で歩く事が何処まで可能か判断する。

(白杖使用について)

彼らは白杖無しで毎日生活している。しかし、光道園内でだけである。外へ出る時は必ず職員がついている。光道園の大きな目標である福祉工場や社会自立のためには、光道園内を歩けるだけでは力不足である。入所者が自立出来ないと誰もいい切れない。最も安価でかつ有効な補助具である白杖を使って、入所者が外へ歩きだしている。私たちは有効な指導によって応援、援助していくたい。その時、危険であると言う人もいるであろう。職員ばかりではなく、地域社会の人ともよく話合い、何処がどう危険なのか、それをどう前向きに解決していくらいいのか、その方向と姿勢を今から順序だてて準備しておかねばならない。私達はこの歩行訓練を介護のための技術だけに終わらせたくないと考えている。

(精神薄弱ということ)

歩行訓練は感覚を訓練し、白杖等を有効に使用し、歩く事が出来るようになるための訓練だが、盲、聾、肢体不自由等の障害についてはある程度の指導プログラムも作れるし、指導の予測も可能である。しかし、精神薄弱という障害は個々それぞれの状態が異なってくる。行動の予測もなかなかつきがたいのが現状である。歩行訓練の時間だけでその人の程度を知る事はなかなか難しい。各施設における担当者との交流が不可欠である。そこで、各課、状況を把握出来る、一人一人のチェックリストの整備が望まれる。日々の生活の中で少ない職員で何処までチェックし、どの点に関しチェックするのか整備が急がれてい

る。

このような問題ばかりではなく、沢山、解決しなければならない課題がある。歩行訓練を中心に考えても日常生活訓練、課題学習等は、今の入所者にとって不可欠の事項であり、早急に解決されねばならない課題である。歩行訓練の必要な入所者をどのように対処し、訓練していくのか、光道園の指導方針として考え、実行する時期に来ている。

7. おわりに

以上、私の微弱な歩行訓練を述べさせてもらったが、歩行訓練が地について確実に実施出来ている現状ではない。余りにも、障害が重度なため、一つの課題から次の課題が生じ、また、次の課題へと、課題の範囲が広がってしまう。課題の広がり自体は良いことなのだが、それに対応出来るだけの体制が出来ていないのである。民間施設の弱い面がもうに出てしまっている。

入所者との日常生活、訓練を通して入所者の無限の可能性、生への躍動感等、本当に、教えるより教わる方が多いことを痛感している。私達は、既成の学習では入所者が感じないこと、課題解決出来ないことを知っている。一人一人の成長に感じた課題への新しい工夫、というものが必要である。初期学習や、概念形成の学習を通して入所者の課題を探し解決していくこと、これが、歩行訓練を通して私が学んだことである。

また、一方で社会の私達へのニーズも随分変化してきた。社会福祉協議会、視力障害者協会から、ガイドヘルパー養成指導依頼が、多くなってきた。光道園では、昭和56年に5名のガイドヘルパーを養成した。現在、知的に高い施設、光が丘ワークセンター入所者の行事、買物等へも積極的に参加してもらっている。園内でも伝達講習会を開き、13名の職員が、歩行訓練の指導に当たれるようになった。

今後も、歩行訓練を通し、施設内ののみならず、地域社会との交流を図りながら盲重複障害者の社会自立を目指し、施設職員として努力したいと考えている。

参考文献

- 中島昭美、昭和52年、人間行動の成り立ち、重複障害教育研究所研究紀要、第1巻、第2号
- 芝田裕一、昭和59年、歩行訓練第2版、日本ライトハウス
- 鷺田陽子、昭和53年、歩行訓練以前に、光道園指導会議報告
- 真家徹、昭和54年、光道園における盲重複障害者の歩行訓練、重複障害教育研究所研究報告書、第3号

《インフォメーション3 図書2》

- フロックスはわたしの目—盲導犬と歩んだ十二年（福澤美和著） 1989年1月刊
A5判 270ページ ¥1200 文藝春秋
- チャレンジする盲人の歴史（谷合 侑著） A5判 196ページ ¥1800
(送料¥200) 株・こずえ(〒168 東京都杉並区宮前5-26-38)
- 養護訓練法ハンドブック（伊藤隆二編） 1989年1月刊 A5判 848ページ
¥1500 福村出版
- 日本のリハビリテーション1988 1988年3月刊 B5判 190ページ
日本障害者リハビリテーション協会
- 体の不自由な人びとの福祉'88（厚生省社会局更正課監修） 1988年9月刊
B5判 217ページ ¥1100 中央法規出版
- 障害者の雇用ガイド—各種助成措置の活用のためにー（根本安俊著）
1988年11月刊 A5判 440ページ ¥3000 労働法令協会
(〒104 東京都中央区八丁堀3-18-6 TEL 03-552-4851)
- 就学前児の発達指導法（Diane B. D'Engenio Martha S. Moersch著
高松鶴吉監訳） 1988年1月 A5判 90ページ 医歯薬出版
- 糖尿病ってどんな病気（ピエロ P. フォア著 野中共平、林田佳子訳）
1988年8月刊 ¥1500 医歯薬出版
- さらば糖尿病（宮川高一編著） 1988年5月刊 A5判 277ページ ¥1500 桐書房
- 子どもの目が良くなる本（渥美健三著） 1988年12月刊 A5判
254ページ ¥980 講談社
- ジオム情報 1989年1月発行 A4判16ページ 株式会社ジオム社 (TEL 06-463-2104)